

## 明治十年県北大一揆に関する若干の報告

野田秋生

明治十(一八七七)年四月、下毛・宇佐・国東(及び速見の一部)で激発した一揆については、早く小野精一氏が「大字佐郡史論」に詳しく紹介された。それは「無政府、無政府の叫び」や「そら敷田が打上げた、笠松が打上げた」など臨場感あふれるもので、この一揆の様相について強烈な印象を与えるものであった。おそらくその為、いご多くの書は基本的に「大字佐郡史論」に拠っているようで、地元の町村史、たとえば「宇佐市史」や「柳ヶ浦町史」なども事情はほぼ同様のようである。

しかし、近年になって原史料による研究が発表されはじめ、この一揆の正確な姿が徐々に明らかになりつつある。例えば「香々地町史」は第一大区九小区用務所記録によって、「耶馬溪町史」は長崎控訴院保存記録を用いて、それぞれの地域の一揆の状況を紹介され、また「院内町史」で末広利人氏は、初めて一揆の背景としての宇佐郡の干害の事実を指摘された。水野公寿氏は「西南戦争期の農民一揆」で、この一揆の裁判記録が熊本検察庁に所蔵されていることを、記録の一部と共に紹介された。

本稿もこの一揆の事実関係を明らかにする作業の中から、編集子の求めによって、幾つかの事項についての中間報告と若干の感想を記すものにはすぎない。したがって、とりあげた事項もアトランダムにならざるを得なかったことをお断りしておきたい。

一 明治八・九年の宇佐郡の干害について

奇妙なことであるが、県北三郡をおおった大一揆(もっとも参加五、六十カ村といわれて来たが)であったにもかかわらず、それほど広域に拡がったのは何故かについて、従来は必らずしも説得的な説明がなかった。この点について、明治八・九年の

深刻な干害と、「貧窮問答歌」的な農民生活の窮迫を初めて紹介されたのは、先記した通り末広利人氏である。すなわち「宇佐一帯では、明治八年は七月七日より八月二九日まで五四日間、翌九年は九月一三日まで六一日間の日照りが続いた」<sup>(1)</sup>のである。県権令香川真一はその状況を「田面龜背ノ如ク稲岬枯槁シ一村ノ内悉皆無ニ属シ又ハ五・六歩ヨリ七・八歩通旱損」と述べ、「頻年之衰微現今困弊之極度ニ及ヒ、炊烟寂莫家屋頽潰、其最も甚シキモノハ家ニ床ナク、土床ニ座臥シ、或ハ土納屋ニ蝸居シテワヅカニ雨露ヲ防キ」と報告している。<sup>(2)</sup>

県が認定した旱損の程度は、大蔵省に提出した「旱害ニ付地券税金ノ内拝借之儀ニ付上申」中の地租納入不能金額によって知られるが、それによると国東郡「高田村外六六ヶ村」が地租額に対し納入不能額が八・五%、速見郡「溝井村他二五ヶ村」が一〇・五%、宇佐郡では「南舖田村外一二八ヶ村」で実に二九・三%に達しているのである。村ごとに見れば、最も深刻なのは東大堀村の一〇〇%をはじめとする松崎から、青森、西木をへて西屋敷から速見郡向野村にいたる一帯、矢部川上流の諸村、および中舖田・富山・猿渡などの諸村である。(末広氏は「院内町誌」という制約のため院内谷諸村についてしか紹介されていないので、氏の許しを得て各郡各村の状況をまとめて報告する。資料1である。)

こうした旱損の状況の下で、農民も「旱損救助金拝借」の願を提出していた。例えば一揆の裁判記録の中で、宇佐郡上矢部村の山口茂平、矢部藤作らは「連年旱損ニテ村方一統難渋ニ立至り候ニ付兼テ拝借金ヲ同村一統ヨリ願立置候」と述べている。他の村からも当然出願されていた筈である。しかしそれらも「地租拝借之儀類ニ嘆願致し候得共、地租改正ノ後ハ成規モ有之容易可願出義無之旨、其度々寛赦厚ク説諭ヲ加へ」<sup>(4)</sup>られており、「明治八年非常ノ旱害ヲ被リ、其砌拝借之義及嘆願候得共懇篤説諭ヲ加へ、各自田畑衣類等ニ至ル迄典売致シ非常ノ金策ヲ以テ貢租納済候得共、之力為ニ民力益衰へ」<sup>(5)</sup>た経験の二の舞になる事態しか農民には予想できなかった筈である。一揆直前の三月二八日、農民たちに県はこう回答していたのだから。「夫人民たるもの政府に対して必ず尽すべき肝要なる当然の務あり其務というは外ならず租税を納るの一事なり何故に之を人民の必ず尽すべき当然の務といふそといへば政府ありて保護すれハこそ人民貧富の分限に応し世を安らかに過きるなれ(中

資料 I 旱損状況一覽

豊後国国東郡

村名	地券税 (A)		納税難出来分 (B)			B/A (%)
高田村外66ヶ村	52,047円	31銭5厘	4,088円	79銭9厘		8.5
高田	1,931	80	59	33	3	3.0
界	426	35	79	92	2	18.7
玉津	626	63	186	43		29.8
美和	1,851	10	340	69	5	18.4
来和	1,138	49	270	65	1	23.8
佐野	1,562	98	421	2	1	26.9
白木	156	86	5	76	8	3.7
俣水	1,513	34	62	65	2	4.1
波多	1,026	80	43	29	1	4.2
沓掛	1,086	25	21	74	9	2.0
小野	453	13	5	9	4	1.1
永松	653	54	5	18	9	0.8
黒土	511	67	48	81	8	9.5
中真	1,199	63	132	37	7	11.0
城前	219	87	18	95	2	8.6
大岩	151	4	43	96	1	29.1
西真	1,167	40	185	90	6	15.9
羽根	135	44	9	50	7	7.0
堅来	405	81	49	41	5	12.2
東真	451	77	70	55	1	15.6
小畑	2	51		21	8	8.7
見目	554	72	78	16	5	14.1
上香々々地	795	33	50	62		6.4
夷々々地	611	39	2	91	6	0.5
香竹	781	42	52	20	9	6.7
田津	820	10	51	30	1	6.2
鬼籠	86	98	6	33	3	7.3
野田	158	97	10	30	9	6.5
中	613	27	78	70		12.8
伊美	867	66	50	33	6	5.8
浜戸	1,169	36	3	27	2	0.3
岩寺	373	45	6	38	4	1.7
来浦	811	17	9	67	9	1.1
小原	1,862	47	59	26	7	3.2
治郎	605	86	18	98	6	3.1
綱井	1,124	20	13	3	7	1.2

村名		地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
重池系内小三成手麻挾吉大山下西塩横奈守大都掛山下真平池大新吳草	藤	597	35	6	14	95	8	2.5
	内	415	39	1	3	98	3	0.9
	原	1,220	56	9	51	48		4.2
	田	577	5	4	3	4	2	0.5
	城	202	50		8	95	8	4.4
	寺	480	9	7	14	12	8	2.9
	吉	516	76	1	6	17	1	1.2
	野	859	10	8	4	14	9	0.5
	田	892	57	9	27	55	7	3.1
	間	95	32	8	3	97	5	4.2
	広	993	31	3	3	77	7	0.4
	添	528	99	5	41	95	2	7.9
	口	790	62	4	66	11	1	8.4
	口	462	60	9	22	65		4.9
	本	679	61	4	42	6	4	6.2
	屋	735	43	9	10	41	1	1.4
	城	287	98	1	10	70	1	3.7
	多	762	21	7	34	79	5	4.6
	江	1,310	34	2	60	34	8	4.6
	内	1,367	77	4	84	34	7	6.2
	甲	4,133	63	9	249	69	7	6.0
	樋	988	85	3	78	58	9	7.9
	浦	433	58	4	66	58	7	15.4
	原	522	5	2	57	57		11.0
	中	946	45	4	41	48	2	4.4
	野	368	68	4	47	81	4	12.9
	部	420	22	7	28	79	6	6.9
	平	177	52		19	92	9	11.2
	栄	335	17		97	95	9	29.2
	田	372	97	6	150	91	5	40.5
	地	1,663	57		181	41	9	10.9

豊後国速見郡

村名	地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
溝井村他25ヶ村	32,643円	20銭2厘		3,437円	82銭8厘		10.5
溝井	1,268	42	6	67	77	4	5.3
大 片	320	5	4	16	79	5	5.2
船 部	554	3	2	45	99	2	8.3
岩 屋	141	21	8	15	24	2	10.8
川 平	247	44	2	11	75	2	4.7
杵 築	482	67	4	3	15	5	0.7
南 杵 築	1,184	75	8	44	84	4	3.8
馬 場 尾	141	73	1	31	47		22.2
宮 司	623	72	2	3	61	5	0.6
広 瀬	2,121	44	4	150	41		7.1
野 原	2,780	47	8	30	38	5	1.1
倉 成	1,569	3	2	175	44	1	11.2
小 武	1,004	89	1	144	9	4	14.3
豊 岡	2,532	46		78	8		3.1
東 山	883	43	5	10	42	6	1.2
別 府	245	69	6	23	5		9.4
山 浦	1,007	49	1	261	86	2	26.0
吉 野 渡	401	60	4	53	33	8	13.3
内 河 野	2,076	60	2	290	48	5	14.0
久 木 野 尾	1,404	31	6	71	21	4	5.1
日 指	1,855	13	3	31	21	5	1.7
川 崎	1,295	83	7	90	94	3	7.0
藤 原	2,960	62		298	60	4	10.1
下	1,368	82		248	83	1	18.2
立 石	1,931	30	2	411	69		21.3
向 野	1,239	98	4	827	19	3	66.7

豊前国宇佐郡

村名	地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
南 舖 田 村 (ママ) 外 128ヶ所	35,590円	68銭	8厘	10,432円	19銭	8厘	29.3
南 舖 田	464	22	5	125	3		26.9
大 根 川	141	67	4	23	1		16.2
清 水	210	50	4	33	42		15.9
木 部	358	45	8	151	36		42.2
今 仁	293	42	3	37	55		12.8
佐 野	855	69	9	208	3		24.3
下 赤 尾	448	57	6	29	15		6.5
上 赤 尾	552	46	7	40			7.2
中 赤 尾	236	24	2	19	59		8.3
笠 山 松	241	73	4	24	13		10.0
富 山	177	48	7	147	22		82.9
富 山 熊	448	88	6	157			35.0
上 庄	959	72	2	54	24		5.7
中 舖 田	267	93	1	102	20		38.1
上 舖 田	315	19	3	48	7		15.3
山 口	306	71	5	38	74	4	12.6
灘	46	72	9	1	19	9	2.6
岳 首	11	41	8	2	37	3	20.8
上 麻 生	525	78	3	31	96	3	6.1
中 麻 生	389	29	7	45	73	2	11.7
下 麻 生	432	59	1	38	54	5	8.9
山 袋	203	9	4	12	74	3	6.3
黒 中	164	46	8	11	92	7	7.3
木 内	240	8	6	34	49	8	14.4
今 成	179	77	6	114	37	2	63.6
末 山	234	31	6	50			21.3
西 山 下	617	67		216	88	2	35.1
東 山 下	582	12	4	108	81	8	18.7
猿 上 渡	449	31	6	74	88	9	16.7
時 枝	452	69	2	230	88	9	51.0
長 洲	55	16	3	55	16	3	1.00
蜷 木	1,328	36	8	100			7.5
水 崎	1,053	21	2	400			38.0
東 大 堀	257	74		180	42		70.0
青 森	26	96	6	26	96	6	100
苅 宇 田	244	75	5	182	34	7	74.5
	129	70	9	96	63	4	74.5

村名		地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
	辻	165	39	5	128	18	3	77.5
立	石	219	62	3	126	29	2	57.5
西	木	285	42	1	216	92	4	76.0
	山	290	87	8	232	70	2	80.0
両	戒	146	54	6	128	96		88.0
江	熊	352	14	8	323	98	1	92.0
西	舖	480	47	4	442	80	1	92.2
金	丸	536	15	8	289	65	6	54.0
出	光	261	63		251	16	1	96.0
岩	崎	1,008	5	7	389	72	8	38.7
日	足	620	92	6	348	96	1	56.2
正	寺	230	72	4	161	52	5	70.0
平	倉	170	43	2	136	34	6	80.0
	熊	258	75	2	207		2	80.0
上	部	638	9	1	295	12	9	46.3
香	下	718	78	9	92	77	1	12.9
小	坂	289	64	4	98	26		33.9
小 (北方)	山	166	41	5	53	43	3	32.1
下	副	605	56		32	29	2	5.3
大	副	377	42	4	68	32		18.1
上	副	411	64	3	22	71	4	5.5
山	城	94	64	8	74	64	3	78.9
原	口	302	73	7	93	5	1	30.7
五	名	203	84	2	41	1	1	20.1
日	岳	298	95	3	92	49	7	30.9
小	内	169	39	3	28	20	6	16.7
大	見	72	11	8	44	62	8	61.9
小	稲	234	8	2	75	80	6	32.4
上	木	73	56	1	42	1		57.1
下	木	196	30		60	35	3	30.7
高	並	416	31	6	158	22	8	38.0
野	地	71	38	3	56	80		79.6
田	所	94	41	5	70			74.1
斎	藤	632	65	1	108	80		17.2
景	平	110	64	3	17	80		16.1
宮	原	152	30	4	23	40		15.4
大	門	133	23	7	25	60		19.2
定	当	181	77	8	76	80		42.2
温	見	546	43	4	101	60		18.6
狹	迫	97	66	7	50			51.2

村名	地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
台	52	69	1	33	30		63.2
和田	50	57	2	25			49.4
下余	169	18	8	65			38.4
上納	109	21	5	45	80		41.9
平持	145	76	3	57			39.1
小原	10	90	6	7	40		67.9
滝貞	39	43	6	19	40		49.2
村部	19	91	9	10	45		52.5
佛木	19	61	3	8	80		44.9
川底	49	14	8	21	80		44.4
境ノ	34	2	3	13	60		40.0
新貝	40	51	6	21	30		52.6
船板	34	37	2	13	5		38.0
平山	30	83	4	19	85		64.4
妻垣	696	89	5	29	67	2	4.3
大口	28	99	9	27			93.1
原田	73	12	1	69			94.4
南毛	228	11	5	103	74		45.5
辻	119	10	5	42	17	4	35.4
中山	262	7	9	48	55	8	18.5
田之	94	57	7	21	70	6	23.0
鳥越	869	71	4	50			5.7
森	194	56	4	27	11	1	13.9
野山	142	91		24	13	6	16.9
西光	110	79	7	12	21	7	11.0
有德	11	71	3	7	23	7	61.8
下釜ノ	294	53	2	84	99	4	28.9
上釜ノ	574	36	7	54	85	3	9.6
今井	160	79	3	16	8	6	10.0
下内川	155	57	2	18	13	3	11.7
水車	84	76	1	13	4	6	15.4
疊石	124	96	7	15	89	7	12.7
上山内川	208	41	1	81	86		39.3
山之	62	20	9	11	70	7	18.8
元	121	59	7	29	64	5	24.4
寒水	158	9	1	16	49	3	10.4
福貴	67	74	6	17	48	6	25.8
恒松	255	20	6	19	1	3	7.5
久井	71	8	5	8	24	3	11.6
矢崎	114	76	5	11	60	8	10.1



村名		地券税 (A)			納税難出来分 (B)			B/A (%)
且	尾	230	40	4	22	13	9	9.6
佐	田	571	86	4	183	50		32.1
山	蔵	418	57	8	96	42	2	23.0
房	ケ 畑	212	26		122	91	2	57.9
房	ケ 畑	4	37	7	4	37	7	100
内	川 野	107	23	6	37	46	3	34.9
古	川	116	94	9	13	8	9	11.2
大	見 尾	188	78		1	91	1	1.0
広	谷	187	70	3	11	89	7	6.3
塔	尾	145	30	3	15	68	1	10.8
尾	立	632	15	2	17	82	2	2.8
松	本	460	79	4	28	11	6	6.1

豊前国下毛郡

上 植 野 村	1,169円	18銭	4厘	421円	88銭	6厘	36.1
外 2 ケ 村							
野 依	475	52	7	139	31	2	29.3
上 植 野	565	66	3	233	87	7	41.3
下 植 野	127	99	4	48	69	7	38.0

略)各自世業を平穩に営しむるハ政府保護の恩の廣大なるにあらすや租税ハ則政府人民を保護するの資本なり其資本となるべき公租を出さずして保護を受くへき理ハ万々ある事なし(中略)然るに当県下の人民間には貨幣不融通を名として当然なる納租の義務すら延期を願ふものあり誠に悲しむべく嘆くへき心算ならずや」<sup>6</sup>

もつとも香川権令も、九年「十一月六日以予メ上申」<sup>7</sup>はしたらしい。しかし旱害救助の具体的措置は何もなかった。県が大蔵省に「地券税ノ内拝借之義」つまり地租の一部の納期延期(免税ではない)を上申したのは、一揆のあとの四月二八日のことだったのである。

## 二 いわゆる「貢金割戻し」要求について

従来、この一揆における農民側の最初の要求は、県の急納金一ヶ月宥除の指令を地租納期一ヶ月の延期と誤解した上での、いわゆる「貢金割戻し」であったとされ、その説明として、当時は戸長が農民から米穀を徴集しこれをまとめて売却して金銭に換えて地租を納め、残金(「貢租積立米間際金」とよばれている)を農民に割戻していたと説かれて来た。その米穀または売却代金を「割戻」せという要求だったというわけである。

ところが、例えば山口家「御用日記」<sup>8</sup>には次のような記載がある。

○明治十年一月十日 本日小区用務所ニテ会議、山本壮三郎参り夕刻引取 当方エ参り貢租<sup>7</sup>二分通り米方取立ハ如何ヤ村々評決ノ上可申立之旨達ノ赴承ル

○明治十年一月十一日 貢租二分米方取立評議(中略)貢租米方取立ハ相止是迄ノ通不殘金錢ニ致シ度里掌元エ書中ニテモ届 異度伍々長ヨリ頼出ニ付書中ニテ届置候

○明治十年一月二十五日 貢金取立ニ付村中不錢当方エ参ル夕刻迄相済

つまり宇佐郡麻生谷では地租金引当の為の米穀徴集は行われていなかったのである。そして、行われる場合も用務所を通しての指令によるものだったのであって、一般的に行われていた慣行ではなかったのである。

山口家「御用日記」で十年一月十日に用務所で達示された「米方取立」の指令とは、九年十二月二六日に出された県の「租第百貳拾八号」のことである。すでに九年度分の地租は十一月三一日までに第一期分「惣額ノ壹歩」、第二期分「六分五厘」を十年一月三一日まで、「貳分五厘」を三月三一日までに庁納することになっていたが、その第二期分について、それは「地券税ノ義ハ金納勿論ニ候処一般金貨不融通ニ付テハ米穀金換之道閉塞不得止（中略）納期限通上納難出来モノハ特別ヲ以納金高三分一従前貢納石代相場之振合ヲ以可引当米額ヲ積リ其米額ヲ来明治十年一月三十日官民立会郷倉又ハ弁宜之ヶ所へ聊不取締リ無之様蓄積致置追テ相場見計売却シ税金之内へ上納可致」としたのである。そして「石代相場之振合」は十年一月十五日の「租達第壹号」で、大野・直入・玖珠・日田については「米壹石ニ付金三円拾銭六厘九毛、但し三円拾七銭ヲ以テ算出可致置」しとされ、国東・速見・大分・海部・宇佐・下毛については「三円九拾銭ヲ以テ右同断ノ事」とされた。その上で、しかし「相場下落ニ寄金高不足ヲ生スヘクモ難測ニ付売却ノ上追徴無之為メ凡積石数ノ二割ヲ増積ミスヘキモノトス」とさえさされていたのである。

後述するように、宇佐郡敷田三村や四日市村、上・下高村で地租引当米蓄積が行われていたことがわかるが、安心院盆地では行われていなかったらしい。下毛郡や国東郡でも地租引当米に関する要求は現われない。引当米またはその売却代金の「割戻し」要求を、農民側の共通で中心の要求とすることはできないのである。

### 三、一揆「伝遷」の経路について

一揆は宇佐郡（第十大区）敷田三村の農民が、四月二日「貢金割戻し」を要求して蜂起し、それが「一手ハ四日市ニ一手ハ笠松村ニ放火し其暴勢蔓延翌三日ニ至リ下毛国東郡ニ伝遷シ」と、県の報告書「騒擾概略」は記し、いご諸書すべてこれに従っている。けれども、その「伝遷」の経路についてはよくわかっていない。

ところで、熊本検察庁所蔵の「大分県党民審判書類」中に、附和随行の罪に問われたものの供述調書である「口供書」があり、それらは例えば次のように記されている。

(A) 大分県豊前国宇佐郡富山村平民農

真宗

本田三郎

二十四年二月

一、自分儀明治十四年四月二日午後第六時頃ト覚ヘ中敷田村ノ方ヨリ一揆多勢居村ニ押シ来リ候ニ付其人数ニ加ハリ大根川村戸長小倉七郎方迄随行仕候得共乱暴等ハ決テ致シ不申候事

(B) 大分県豊後国々東郡佐野村平民農

真宗

明洲貞八

二十八年一月

一、自分儀明治十年四月四日姓名不知者大勢徒党シ同村ニ押来リ同勢ニ加ハラサル者ハ家焼キ払フト呼ハリ候勢ニ投レ右同勢ニ加ハリ同郡小田原村甲斐健藏方ニ押掛ケタル節自分ハ台所ニ有之麦ヲ門外ニ投ケ散ラシ尚又同郡佐野村河野多造方ニテ竹槍ヲ以テ板戸一枚并ニ障子一枚打崩シ候事

(C) 大分県豊後国々東郡櫛海村平民農

禪宗

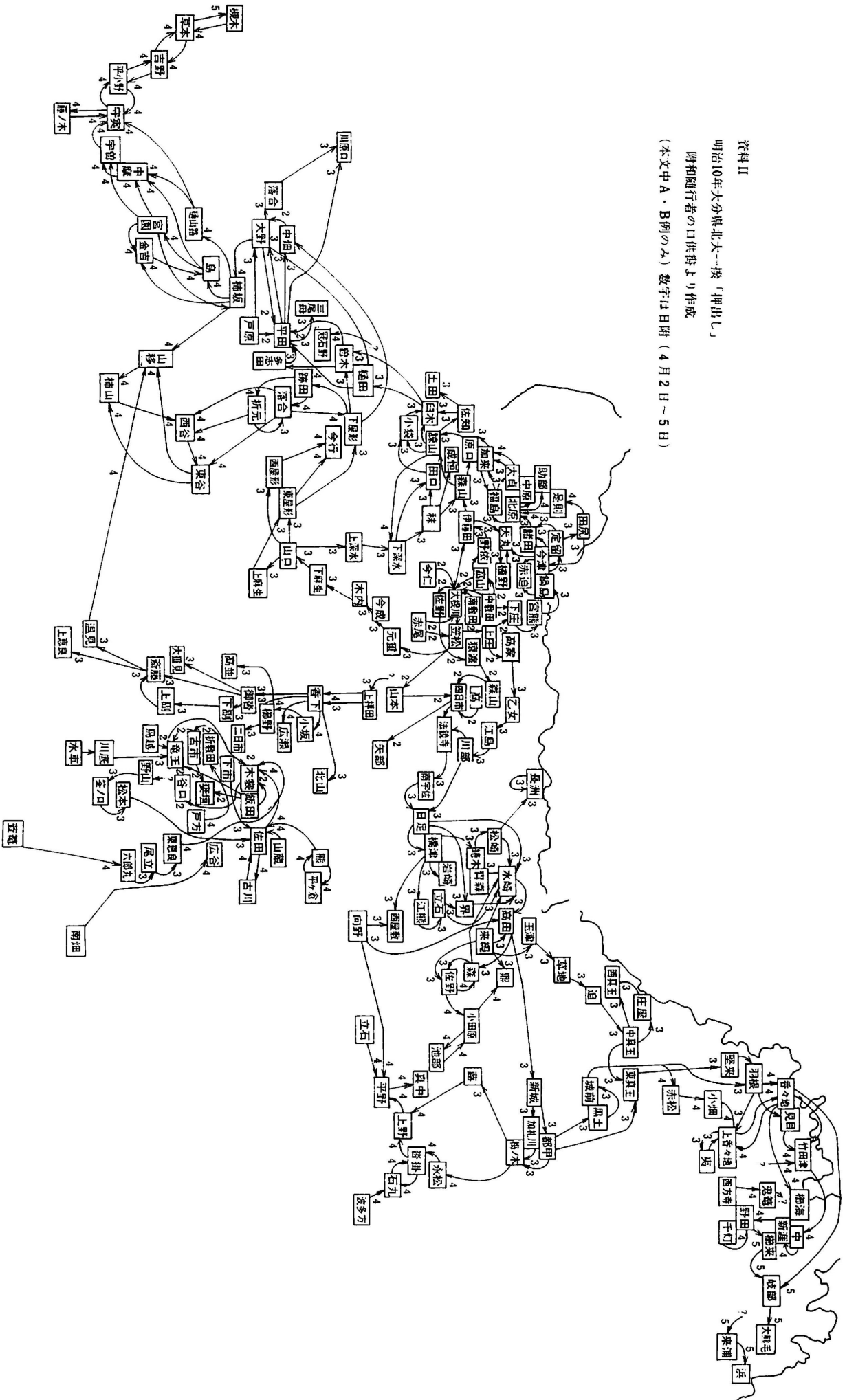
田辺米造

三十九年三月

一、自分儀明治十年四月四日百姓一揆相起リ立出サル村ハ焼払フヘキ旨仍本村ヘ押掛ル趣ニ付村中協議ノ上同村田辺萬吉一同降参トシテ出逢候ヘハ兇徒ノ内一人名前不知者ニ応接致シ降参スル者ノ方ハ焼払ハス然ラハ小区用務所ヲ案内致スヘキ様申聞ルニ依リ萬吉一同案内致候ヘハ跡ヨリ追々数百人押来リ候ニ其場ヲ逃走候ヘ共兇徒等ハ用務所ヘ放火致シ焼失仕候

さて、(A)例では「中敷田↓富山↓大根川」、(B)例では「?↓佐野↓小田原」という「伝遷」経路がわかり、(C)例では「?↓櫛海↓?」となるが、一揆が「押掛」けて来た日時はわかる。もちろん、同村の者でも供述に喰いちがいはあり、一揆勢の動きをすべて復元することは出来ないが、これらの証言をつき合わせることによって、一揆「伝遷」の道すじをごく大まかに浮かび上がらせることができる。資料Ⅱがそれである。

資料 II  
 明治10年大分県北六ノ一-按 「押出し」  
 附和随行者の口供書より作成  
 (本文中 A・B例のみ) 数字は日附(4月2日-5日)



さて、この一揆「伝遷」経路から、ここでは次の一点だけを指摘しておきたい。すなわち、四月二日の時点で農民の行動が始まっている地点が、互いに離れた三カ所あるということである。従来から一揆の起点とされて来た(一)宇佐郡大根川村周辺の他に、(二)安心院盆地内、および(三)下毛郡大野村・平田村周辺の三点がそれである。

このことはまた、熊本検察庁所蔵資料中の判決文である「申渡書」によって、四月二日犯行と確定されている者の居村(犯行場所でないので厳密さを欠くが)を示した資料Ⅲによっても確かめ得る。そこで、とりあえずこの三点について検討してみよう。

#### 四 宇佐郡大根川村周辺のばあい

この地域は従来からこの一揆の起点とされて来たために、かなり詳しい説明がされて来た。しかし若干の不正確な部分や不十分な点もあった。(12)幸か不幸か、この一揆の首犯とされた十名はいずれも中敷田村農民であったから、その「口供書」や調書にあたる「罪按書」および戸長、副戸長らの「上申書」が、かなり詳細に状況を証言しているので、それらによって一揆農民たちの動きを追ってみよう。

資料Ⅲ 判決による4月2日犯行者の出身村 ( )内は人数

下毛郡		宇佐郡									
全徳 深水	助勢(1)	中敷田	多衆ト迫ル(9)	笠松	多衆ニ迫ル(3)	大塚 別府	助勢(1)	上下 拜田	助勢(1)	助勢(7)	破毀(1)
	放火(1)	上敷田	債主ニ迫ル(1)	猿渡	助勢(1)		勢(1)		放火等(1)		
中畑 平田 冠石野	助勢(4)	上庄	助勢(3)	佐野	謀議(1)	古市 久井田	助勢(6)	矢崎 越	助勢(12)	破毀等(4)	
	助勢(7)	東高家	放火等(2)	上佐野	多衆ト迫ル(2)		助勢(6)				
西谷	助勢(1)	下乙女	助勢等(2)	今仁	破毀(3)	下副	助勢(2)	破毀等(2)			
	放火(1)	尾永井	助勢(1)	清水	放水(1)		破毀等(4)				
		宮熊	助勢(2)	下高	強要等(4)						
		東山下	助勢(4)	上高	助勢(1)						
		末	助勢(1)	四日市	助勢(8)						
				城	助勢(1)						
				葛原	助勢(1)						
					ヲ殺ス(1)						

〔三月三十一日〕第一小区民会の席上、戸長より地租息納金一ヶ月の宥除の口達あり。萩原謙吾が出席していた。

〔四月一日〕午前六時前に中津賊（増田末太郎らの一隊）數十人が大根川村を通過。

午後一時頃、上・南敷田村人民は南敷田村正法寺に集会し、副戸長でもある奈良定米方へ質入れある種籾を借受けんことを議す。用務所より副戸長樋田三喜蔵が正法寺に赴き、種籾一件について世話することを約して、両村人民の慰撫に努める。同じ頃、中敷田村萩原謙吾は、萩原光平、川嶋國三郎、萩原繁蔵、萩原新十郎、川嶋寿平、久本林吾、田原小四郎、田原要蔵、奥畑勘右エ門、城下文蔵らと相談して、中敷田村農民を楠ヶ池社へ集会させる。萩原謙吾が、納租一ヶ月延期仰せ出されたるに付「貢租金借受け」では如何と発議、一同々意して正法寺へ移動、上、南敷田村農民も「貢租金借受け」に同意して合流。

午後三時頃。副戸長樋田三喜蔵、南敷田村人民惣代室琢昌と同道し奈良定米方へ赴き、種籾一件につき相談。定米は承諾。

午後四時頃。萩原謙吾ら十名程、小区用務所（中敷田村金剛寺）へ出頭、「貢金借受け」を要求。戸長小倉七郎は、当小区は地租引当米を徴集し売却のため上阪中で貢金も米穀もないと拒否。引当米有無調査のため川嶋國三郎が下庄村布津部蔵へ赴く。この間に萩原謙吾らは戸課金（学校、病院設立等資金として大区用務所で徴集。民費中の戸数割）三六銭の返却を要求。戸長は、明朝、代表と共に大区民費掛り阿蘇勇蔵方へ赴き交渉することを約束。午後六時頃、人民夕飯のため退散。午後七時頃。戸長小倉七郎、片峯五作は帰宅。樋田三喜蔵が用務所に宿直。

人民再び集合。貢金割戻しは不可能、戸課金一件は明朝交渉、種籾一件については奈良定米方に質入れある分については人民惣代連印で借受けできると説明。一同退散。午後八時頃、戸長片峯五作が小倉七郎方訪問、時節柄大事に至る心配あり、人民惣代に農民を説得させるため翌早朝に召集することに決定。

〔四月二日〕早朝、戸長兩名、人民惣代召集の回状を出す。

午前九時頃。人民惣代そろわず。敷田三村及び富山村の農民凡そ三、四十人、用務所（金剛寺）に集合し戸長の出勤をまつ

他方、種初一件で多人数が正法寺に集合。戸長出勤せず、金剛寺にあった三、四十人は正法寺に移動。

午前十一時頃。上・中・下赤尾村及び笠松村人民、笠松村歳神社に集合。「貢租積立米間際金並ニ仕組金臨時金丙子年賦済々取立分等拝借又ハ割戻し」の交渉を、人民惣代川嶋伝藏に依頼。

その頃、萩原新十郎、久本林吾は戸長小倉七郎方を訪い、用務所へ出勤を促す。

午後一時頃。上赤尾村人民惣代川嶋伝藏、中赤尾村人民惣代原田七郎、下赤尾村人民惣代林以十郎が戸長小倉七郎方へ赴く。貢租積立米間際金は追つて決算の上、返金す可き金円差戻すと回答。

午後二時頃。赤尾三村と笠松村人民は大根川村コスガ社へ移動。人民惣代三人もコスガ社へ赴き、戸長の回答を説明。

この頃、佐野、今仁、敷田三村、富山村などの人民、戸長小倉七郎方へ「押参り」、赤尾三村及び笠松村人民集會にむかつて「一小区内ヲ分レ引取ルニ於テハ一同押懸ケ」るぞと呼びかける（赤尾村農民の証言）。

午後四時頃。小倉七郎方へ「押参」る人数増え、口々に「貢金割戻し」を要求。

午後五時頃。小倉七郎方で「破毀乱妨」始まり、片峯五作は負傷、小倉七郎は脱出。

小倉七郎方に放火。

午後七時頃。萩原謙吾、奈良定米方へ赴き情況を告げて質物只返しを要求。定米は承諾。

その頃、笠松村戸長片峯五作方に放火。

以上、裁判所が作成した文書及び戸長らの上申によって確められる経過である。大根川村での蜂起は、敷田三村と赤尾三村の二つの動きが合流したもので、四月二日の夕方であった。

#### 五、安心院盆地のばあい

安心院盆地の状況については、県庁や裁判所が描いた構図では起点とされていない為か、詳しい調書がない。しかし、古市村平民農小野又平や飯田村平民農信国伊平の口供書によれば「四月二日兇徒数百人村へ押寄立出サレハ焼払フント申誘候ユへ



致随行」し、第十大区十一小区龍王村用務所や、同所の書類を隠していた「同村千造方」を襲撃し、書類を焼捨てた。また木蒙村木下幸兵衛方や谷口村戸長妻垣彦郎方、龍王村古庄代作方も同日破壊されたとある。下市村の六七名が、二日の犯行として「場ニ在テ助勢」したかどで処罰されており、詳細な経過は不明であるが、大根川村での蜂起と前後して、安心院盆地中心部で蜂起が始まったことは確かなようである。

(なお、安心院盆地から外へ、または外から盆地内へという動きの証言は、まだ発見できない)

また、萱籠村平民農工藤君次によれば「村内肝煎中山栄六来り貢租式分五厘割戻し相成」と知らされ、三日に資金を受けとっている。式分五厘とは、九年分地租第二期分中の三月三一日納期限分のことである。引当米蓄積は行われていなかったであろう。

#### 六 下毛郡平田村用務所周辺のばあい

大根川村で農民と戸長らの対峙が次第に緊迫しつつあった二日、下毛郡大野村では同村八幡社の神事で同村一同残らず寄合をしていた。その席上、小川藤三郎、水谷松平らが「当時戸長中ニ於テハ金銀出納之義ニ付不正ノ取扱不少趣風聞ニ付諸帳簿取寄」すべしと発議し、一同々意。人民惣代の新蔵・治作に橋詰勇蔵・奥畑喜作が同道して同村戸長梅木彦三郎方へ諸帳簿借覧の為に赴いたが、戸長不在で借覧できず。<sup>(13)</sup>

一方、曾木村でも村中一同寄合、伍々長と人民惣代が平田村の用務所に赴いて曾木村関係帳簿を借出す。また戸原村では二日の正午頃から「本村重立チタル者二十人斗村内吉武藤平方ニ寄合」って相談、ここでも伍々長と人民惣代が平田村用務所へ赴き「民費遺私ノ義ニ付諸帳簿見閲」を要求したが、「戸長等行衛不知」のために見閲できなかった。

この他に、口供書を見ることができなかった者のうち、「申渡」すなわち判決書によって、四月二日「場ニ在テ助勢」とされた者が、中畑村四人、平田村七人あり、これらの村も平田村用務所をめぐる動きに参加していたと思われる。

しかし、蜂起が始まるのは翌三日である。まず大野村人民が同村の戸長梅木彦三郎方へ到り、戸長不在のため方向を転じて

一同残ら平田村用務所へ「罷越し」た。そのときすでに用務所には近傍村々の人民が集合しており、西浄寺住職が慰撫に努めていた。そこへ、下屋形村では貢納金および民費金が返却され、諸帳簿の取調べも行なったということが伝えられた（これを確かめる資料は見付からない）。そのとき、三尾母村戸長三尾母勝造方に火が放たれた。こうして蜂起が始まった。「平田村ヨリ押寄ル多勢」つまり平田村用務所を起点として一揆勢は動き始めたが、やがて宇佐郡麻生谷から東・西屋形村へ、および沖代平野方面から樋田村へと「伝選」して来た動きに合流して行った。

#### 七 宇佐郡上高・下高村のばあい

以上によって、この大一揆が従来説かれて来たような、大根川村から單純に周圍に「伝選」して行ったというものではないことは明らかになったとしてよからう。しかし、さらに、蜂起が三日以後であっても、或いは蜂起がなかった所でも、実はそれ以前にその村じしんの鬭争があったというケースもある。例えば第十大区三小区および八小区のばあい<sup>(14)</sup>。

事は四月二日午後二時頃（大根川村での蜂起はまだ始まっていない）に始まった。すなわち三小区上・下高村人民七、八十名が高牟礼栄七、松山荒太らを先頭に用務所に出頭「昨九年地券税第二期六分五厘上納金」及び「客冬代価金四円替ヲ以御買上相成（中略）中須賀邨松尾素一倉庫へ積立呉候輸出御手宛米」をそれぞれ「差返し呉度」しと要求した。「隣小区四日市邨等エハ三期引宛蓄積米等夫々人民エ差返し候」ことと「万一暴賊等之ヲ掠奪セハ不容易損毛」となることの二点を、農民たちは理由とした。このうち、前者については、四日市村の者の口供書等に供述がなく、事実か風評だけなのか確定できない。

ところで、戸長平田三郎は、いずれもすでに官物であり「差返し」できずと回答した。そこで農民たちは「昨九年末県庁エ出願及ヒ候郡備金割返」しを新たに要求した。この「郡備金」は、小倉県管下にあった時から「官許ヲ経テ」積立てて来たものであるから、区戸長で決裁はできず、「遣払」の細目は郡備掛り麻生雄三でなければ不明であると戸長平田三郎は答えたがそれならば大区用務所へ出向くべしと農民たちは主張し、けっきょく大区用務所へ移動した。しかし区長辛島祥平は不在で、麻生雄三が応接したが、その頃から八小区四日市村人民「百有余名表裏之門ヨリ押入四日一村渡辺茂左エ門同苗平左エ門外數

名」は「戸長同伴無之」きまま郡備金割返しを「脅迫」つまり要求した。

上・下高村人民に「区長方エ（中略）一同罷出呉度」しと「強談」された戸長平田三郎は、麻生雄三と相談し、夕飯後、松山荒太ら五名と共に区長辛島祥平方へ赴いたが、区長は不在であった。そこへ、「迎ヲ名トシテ高邨人民凡二百名未満区長宅内外へ押寄区長不在ヲ訝リ言語同断惡口雜言（中略）追々殺風氣ヲ醸シ」始めた。追い込まれた平田、麻生両戸長は相談の上郡備金割戻しを回答、書面を松山荒太が読み上げ、こうして午後十一時頃に三村人民は区長宅を去った。

蜂起はなかったが、闘争はあったのである。

#### 八 人民惣代について

ところで、当時の宇佐、下毛にはすでに民会があり、また大分県編入直後の戸長民撰斗争によって一揆直前の三月十二日、県はこの二郡についてのみ戸長民撰を認める指令を發していた。<sup>(15)</sup>しかし、民会は農民要求を吸上げる機能を果たしていないように見受けられ、戸長たちは一揆の襲撃対象になっている。

ところが、それに対し従来まったく取り上げられることがなかった人民惣代が、この一揆の中で微妙かつ重要な役割を演じていると考えられるのである。

人民惣代は、明治九年十月太政官布告一三〇号「各区町村金穀公借共有物取扱土木起工規則」で定められ、正式には「総代」とよばれたものである。同規則は、従来は区長の専断にまかされていた金穀公借、共有物取扱、土木起工等について、町村内不動産所有者六割の同意またはその「総代」を定めている場合はその連印がなくては決定できない、とした。つまり、それは不動産所有者という限界内ではあれ、町村人民の立場から区戸長の行政権をチェックする、「村寄合的機能」または「代理機関を村に導入した」<sup>(16)</sup>ものであった。

大分県では、十年一月二二日「庶達第拾壹号」で総代選出を指示したが、別冊「総代人選挙法」<sup>(17)</sup>によれば、(一)選挙権者を戸主とし、特に不動産所有者に限定せず、(二)町村内「戸主六分以上集会スルニ非サレハ当日投票ヲ許サス」とし、(三)被選挙権を

「該町村在籍」の二一才〜六十才（性別限定なし）とした。但し、二月六日「庶布第拾号惣代人心得書布達」では「事ノ細大ヲ論セス総テ区戸長ニ稟議シ施行スヘシ、一個ノ専断堅ク之ヲ禁ス」として、総代人の町村行政上での権能に枠をはめようとしている。戸長専断に対するチェック機能をこえて、まさに町村人民代表として戸長権力に対立するものになる可能性を、県の側は感じとっていたのである。

先記の山口家「御用日記」には、十年二月十一日の項に「午前戸長木内田口両氏入村、元正寺ニテ村中呼出総代人撰入札致サセ午後四時頃出立引取候、山口村総代山本壮三郎岩田市二郎兩名ニ治定」とあり、この前後に各村で選出されていたと思われる。

さて、すでに見たように、南敷田村人民惣代室琢昌は奈良定米方へ種粳一件で交渉に赴き、赤尾三村の人民惣代川嶋伝蔵、原田七郎、林以十郎は人民集会の決議をもって戸長宅へ交渉に向いている。下毛郡大野村でも人民惣代新蔵、治作が村民代表として戸長宅へ諸帳簿借覧に出掛け、曾木村でも、戸原村でも、それぞれ伍々長と共に人民惣代が用務所に諸帳簿の見閲を要求している。

宇曾村人民惣代下司芳助が「本年民費取立方他村ハ三カ月分賦課シタルニ本村ニ限り六月分取立ハ戸長等不正ニモ可有之相察し（中略）村小前へ相談し自分惣代トシ用務所へ立越候」と口供書にのべたように惣代としての自覚の上に立って戸長不正追究を提起している例もある。

こうして明確に一揆農民側に立った人民惣代が多い中で、一方では宇佐郡香下村人民惣代阿部勇蔵や下毛郡山移村人民惣代小畑吉郎次のように一揆の襲撃対象になったものもあった。つまり、人民惣代の立場そのものが、町村政治状況の中でゆれ動いていたのであり、その状況の中で一揆農民が人民惣代を自分らの陣営にとりこみ得た地域と、そうでない地域があったのである。

九 一揆への参加状況について

大分県庁が一揆の鎮圧に乗り出したのは四日になってからで、臨時に雇い入れた杵築士族を国東方面、中津士族を下毛、宇佐方面に送りこんだ。六日には一揆は終熄し、四月下旬から逮捕が始まった。「呼出」「吟味」は七月初めまで続いている。

宇佐郡萱籠村平民農工藤君次の「吟味書」には「四月廿八日、自宅ニ於テ捕縛セラレ明治十年四月廿九日宇佐郡木裳村旧庄屋宅ニ於テ朝七時頃ヨリ午後四時頃迄都合三度拷訊ヲ受ケ候次第ハ両手ヲ後口ヘ括リ揚ケ左右ヨリ訊杖ヲ以テ毆打セラレ両手縄目ヨリ出血致シ昏迷スレハ水ヲ飲マセラレ遂ニ三度目ニ致リ早ク申立サル片ハ斬殺ストテ刀鞘ヲ以テ眼前ニ突付ラレ殆ント気絶」とある。軽犯は村々で、重犯は中津警察署で取調べられた。

裁判は熊本裁判所の中津臨時出張所において判事南部甕男によって行われた。判決は七月三一日から八月十日にかけて行われた。

一揆の首魁として「兇徒聚集」罪に問われたのは、資料IVにかかげる十名のみで、すべて中敷田村農民である。しかし、もちろんこの十名が、四郡にまたがる一揆全体の首魁であったわけではない。

実は、逮捕、取調べが進行していた五、七月は、薩軍の侵入で大分県南部が戦場となっていた時期である。官の側として、事件の処理を急ぐ必要があった。おそらくそのことが、警察および裁判所に、大根川村周辺を起点として各地に「伝遷」したという構図によって事件を処理させ、従ってこの十名を一揆全体の首魁と位置づけさ

資料IV 大分県兇徒犯首従求刑書類による兇徒聚集犯

萩原謙吾	50年2月	懲役(終身)	宇佐郡中敷田村
萩原新十郎	58. 11.	“(10年)	“
久本林吾	. .	“(10年)	“
川嶋国三郎	38. 10.	“(10年)	“
萩原繁蔵	34. 4.	“(10年)	“
川嶋寿平	29. 0.	“(10年)	“
田原小四郎	56. 0.	“(3年)	“
城下文蔵	32. 2.	“(3年)	“
奥畑勘右衛門	46. 1.	“(3年)	“
田原要蔵	33. 0.	“(2年)	“

資料 V 「附和随行」犯村別人数一覧

備考欄中△は熊本検察庁蔵資料による。また、同資料により懲役刑および杖刑の判明する人数を掲げたが、この数字は、もっと増える可能性がある。

( )内は刑期。

下毛郡

村名	不論罪 苛り置	収贖金	贖罪金	贖罪金	計	備考
		50銭~75銭	1円50銭	2円25銭~3円		
上野植野			8		8	現
下野植野			4		4	
野依			15		15	
犬丸			46		46	
鍋島			19		19	
赤迫			7		7	
今津			59		59	
定留			59	1	60	
諸田			26		26	
田尻			79	1	80	
中津						
高大瀬				1	1	津
大貞			3		3	
永添				1	1	
中法			3		3	
大悟			6		6	市
加来			37		37	
助部			10		10	
是全			4		4	
福徳				1	1	
上島			48		48	
上伊藤			9		9	
下伊藤				2	2	
北伊藤	1		56		57	
北原			11	1	12	
西		1	100	1	102	現
上			1		1	
下		2	53	2	57 (10年) 1	
上	深	2	60	6	68 (10年) 1	
下	深		50		50	
成			21	1	22	
諫			72	3	75	
原			35	1	36	
森		1	50	1	52 (10年) 1	
山						

村名		不論罪 苛り置	収贖金 50銭~75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭~3円	計	備考	
東西土佐小白	田口			54		54	(3年) 1	現三光村
	田口			71	1	72		
	田		1	48	1	50		
	知		1	99	7	107		
	袋		1	89	4	94		
木		1	53	3	57			
折跡落下樋今東西曾東西	元			55		55	(2年) 1 (10年) 1 (10年) 1 (10年) 2	現本耶馬溪町
	田			102	1	103		
	合		1	73		74		
	形			22		22		
	田			28	1	29		
	行			31	2	33		
	形	1		76	1	78		
	形			74		74		
	木			55	1	56		
	谷		1	101		102		
谷		2	183	1	186			
大栃中川大樋金官山戸冠平多三小福柿柿	野		3	110	2	115	杖11 杖17 杖19 杖41 杖18  (3年) 1 杖45	現耶馬溪町
	木			23	1	24		
	畑			48		48		
	口		1	48	41	90		
	保		1	20		21		
	路			42		42		
	吉			49	1	50		
	園			50	1	51		
	移			32		32		
	原			141	5	146		
	野			100	1	101		
	田			21		21		
	田			47		47		
	母			27	1	28		
	田			39		39		
	土			14		14		
坂			53	1	54			
山		1	32		33			
127			127		127			
草平吉	本			54		54	杖21 杖16	現山園町
	野			21		21		
	野			25		25		

村名	不論罪 苛り置	收贖金 50銭~75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭~3円	計	備考
小屋川			36		36	杖11
梶木		1	151		152	
中摩			126		126	杖46
宇曾	1		5		6	杖38
守実			77		77	杖11
藤ノ木			24	1	25	杖12
合計	3	22	3,708	101	3,834	

宇佐郡

下敷田			44		44		天津地区
上庄		1	90	3	94		
下庄			85	3	88	(10年)(7年)1	
上官熊		2	60	2	64	(10年)1(7年)1(3年)1	
上敷田		1	27		28		
中敷田	1		5	19	25	(終身)1(10年)5(3年)3	
南敷山田			42	2	44		長峰地区
大根川			32	20	20		
上佐野				37	69		
木野部			35	2	2		
今仁				33	33		
清水			37		37	(10年) 1	
上赤尾		1		60	61	(10年) 1	
下赤尾				43	43	(10年) 1	
中赤尾			1	22	23		
笠松		1	6	34	41		
上麻生	10		39	3	52	(7年) 1	麻生地区
中麻生	1	1	47	22	71		
下麻生			37	6	43	(7年) 1	
山生口	5		41	24	70		
灘首			18	2	20		
岳首			9		9		
上元重	8	1	40		49	△	横山地区
木内			18	1	19		
今成			16		16		
中袋			26		26		
山袋	4		17	6	27	(10年) 1	



村名	不論 罪 苛 り 置	収 贖 金 50銭~75銭	贖 罪 金		計	備 考	
			1円50銭	2円25銭~3円			
黒山下重末 東山元末 西山下	11	1 1 1	16 46 49 50 53	1    3	17 46 61 51 57	△ (7年) 1	横 山 地 区
四日市 城 東・西今井 吉松田 石葛原	20		181 52 22 7 6 37	5 1 2   1	206 53 24 7 6 38		四 日 市 地 区
東高家 西高高家 上下高高家 浜高家新	1 3		63 51 61 87 16		67 54 61 87 16	(7年) 1	高 家 地 区
下乙女 乙女 上乙女 尾永井山 森西荒木 東	1	2	79  4 46 40 25	21  49 1   	103 0 53 47 40 25	(3年) 1 (10年) 1	八 幡 地 区
上時枝 下時枝 上下高 下時高枝			58 22 82 72	1 2 2 1 2 1	1 60 24 83 2 73		糸 口 地 区
江中沖住神順高郡中 須賀須江 島賀須江 新田新田 新田新田 新田新田	14	1	97 50 10 69 4 2 10 3	28      4	97 92 10 70 4 2 14 3	(7年) 1	柳 ヶ 浦 地 区
長洲 金屋			300 27		300 27	(10年) 1	長 洲 地 区
松崎			107		107		

村名	不論罪 苛り置	贖罪金			計	備考	
		50銭~75銭	1円50銭	2円25銭~3円			
佐々礼			54		54		和 間 地 区
西大堀			41		41		
蟻木			69		69		
久兵衛新田			3		3		
巖保新田			4		4		
鶴田新田			5		5		
上芝畑	6		53		59	(10年) 1	駅 館 地 区
田原田			11		11		
閣	2		38	42	82		
川部			36		36		
辛島	2		15	30	45		
法境寺	3	1	30	1	33		
			52		56	(10年) 1	
南宇佐	1		88	3	92		宇 佐 地 区
北宇佐			50	3	53		
高森			67		67		
小向野			9		9		
岩西屋			42		42		北 馬 城 地 区
敷丸	1		23		23		
江熊			19		20		
両戒			14		14		
出光			9		9		
和氣	1		21		22		
			25		25	(10年) 1	
山			8		8		
橋津			21		21		
日足			14	1	15		
青水森			23		23		封 戸 地 区
大崎			53	2	55	(7年) 1	
堀田			10		10	(3年) 1	
横田					0		
刈田			19		19		
立石			34		34		
西木			18		18		
中樋原	4		25		29	(7年) 1	豊 川 地 区
別府	7		13		13		
大塚	2		41		48	(10年) 1	
山本	15		60		62	(10年) 1	
			66		81		

村名		不論罪 苛り置	收贖金 50銭~75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭~3円	計	備考	
上	田	13		73		86	(10年) 1	豊川
下	田	4		34	1	39	(7年)1(10年)1	
上	部					0	杖 1	西馬城地区
下	部			85	1	86		
上	部				1	1		
下	寺			26		26		
正	倉		2	24	2	28		
平	熊			59	1	60		
香	下		1	74	8	83	(10年) 2	両川地区
北	山			18		18	(7年) 4	
	沖			8		8		
広	瀬			17		17		
小	坂			26		26		
新	洞			6		6		
櫛	野			37	4	41	(7年) 1	
小	稲			29		29	(3年) 1	高並地区
高	並			37		37	(7年) 1	
下	木			37	3	40		
上	木			19		19		
大	見			19		19		
小	野川内			44		44		
上	副			22		22		東院内地区
下	副			24	2	26		
二	市			14		14		
大	副			38	1	39	(10年) 1	
御	沓			15		15		
山	城			9	1	10		
原	口			37		38		
五	名	1		29		29		
日	岳			48		48		
下	良			16	1	16		南院内地区
田	所			15		15		
野	地			74	1	76		
温	見	1		28	1	29		
上	良			15		15		
西	屋			9		9		
来	鉢			18		18		
和	田			12		12		
羽	礼							

村名	不論罪 苛り置	収贖金 50銭~75銭	贖罪金		計	備考	
			1円50銭	2円25銭~3円			
田平	1		8		8	(10年) 1	南 院 内 地 区
台			2		2		
土			13		13		
荻					0		
平			12		12		
大			9		9		
下			11		11		
上			15		15		
上			13		13		
栗			5		5		
岡	8		9				
小	5		5				
滝	9	1	9	10			
景	1	1	18	6	18	(3年) 1	院 内 地 区
落			6		6		
斎			65		71		
宮			17		18		
大			29		31		
月			30		30		
定			28		28		
別							
大	5		6	9	6	(10年) 1	安 心 院 地 区
妻			30		39		
古			8		8		
上			25	27			
折			11	11			
下			66	72			
南			18	18			
原			10	10			
飯			20	20			
新			14	14			
木	30	32					
莊	24	24					
戸	5		5				
六			30	2	30	(10年) 1 10年3(7年) 1(2.5年)1	津 房 地 区
上			22		22		
下			32		32		
東			22		22		
尾			44		46		
川			11		11		

村名		不論罪 苛り置	収贖金 50銭~75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭~3円	計	備考		
板松 東若 五郎	場本 籠屋 林丸			34		34		津 房 地 区	
				50		50			
				40		40			
				29	1	30			
				19	12	12			
佐塔 大矢 広口 笹古 内山 房旦 矢久	田尾 尾津 谷坪 平川 野藏 畑尾 崎田	17		23		23	(10年) 1	佐 伯 地 区	
					31		31		(10年) 1
					31		31		(7年) 1
						1	1		
					5		5		
					13		13		(3年) 1
					10		10		
					1		18		△
					13		13		
					43		43		
竜今 有西 納野 鳥中 田恒 大	王井 原寺 敏山 越山 山口 松仏	1	1	40		41	(3年) 1	竜 王 地 区	
				13		13			
					2	19	19		
				3		3			
				9		9			
				18		18			
				18		18			
				50	2	52			
				41	13	41	(3年) 1		
				29		29			
上内河 福貫野 寒元水 山ノ口	野野 水口				25	25		明 治 地 区	
				11		11			
				13		13			
				7		7			
						0			

村名	不論罪 苛り置	收贖金	贖罪金	贖罪金	計	備考	
		50銭~75銭	1円50銭	2円25銭~3円			
石車			17		17	明 治 地 区	
水連				9	9		
広上			12		12		
矢上				21	21		
上ノ畑	1			10	11		
下内河野			16		16		
上・下笠ノ口			62		62		(10年) 1
番木		1	2		3		
仏木			2	2	4		
村部			5		5		
境ノ坪	1		5		6		
川底			15		15		
新貝			9		9		
船板			8		8		
山			6		6		
合計	62	33	6,578	714	7,387		

国東郡

高田			10	8	18	(3年) 3
玉津			19	1	20	
新栄			8	21	29	
来縄			45		45	
界				27	27	
美和	12		28	64	104	(3年) 4
都鼎			25		25	
甲			470	1	471	(10年) 1
佐野		3	153	2	158	(7年) 1
森野			70	3	73	(10年) 1
小田原			91	7	98	
嶺崎			103	1	104	
真中			59		59	
平野	46		34		80	
上野			31		32	
相原	1		63		63	
池部				45	45	
落			105		105	
沓掛			78		78	
永松			82		82	

村名		不論罪 苛り置	收贖金 50銭~75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭~3円	計	備考
小石	野丸			64		64	
俣	水			55		55	
波	方			84		84	
草	地			20	89	109	
呉	新			11	50	61	(7年) 1
西	真				176	176	
大	真			10	6	16	
中	真				286	286	
城	前				74	74	
大	屋				47	47	(7年) 1
黒	土			69		69	
東	玉	6	1		336	343	
小	畑				51	51	(3年) 1
堅	来				155	155	(10年) 1
羽	根				180	180	(3年)1(2年)1
香	地	19	3		478	500	(10年) 2
上	地	4			1	5	(10年)1(7年)1
香	地				135	135	(7年) 1
夷	目				185	185	(10年) 1
見	津				104	104	
竹	海				52	52	
櫛	美				114	114	
伊	根				21	21	
赤	寺	5			47	52	
西	籠				13	13	
鬼	灯	1			54	55	
千	田				53	53	
野	中				48	48	
	来	7			89	96	
櫛	部			11	30	41	
岐	毛			19	9	28	
小	毛		2	75	13	90	
大	毛			15	30	45	
向	田				2	2	
来	浦				3	3	
見	地						(7年) 1
合	計	54	56	1,907	3,111	5,128	

速見郡

村名	不論罪 苛り置	収贖金 50銭～75銭	贖罪金 1円50銭	贖罪金 2円25銭～3円	計	備考
南畑			33		33	(1年) 1
向野				54	54	(10年) 1
久木野						(杖) 1
南大						(10年) 1
平神山				1	1	(10年) 1
塚原						
合計			33	55	88	

その他

東京府	1		1		1	} 寄留中 下毛郡在住
山口県			1		1	
日田郡			1		1	
無籍			1		1	
合計	1		3		4	
総計	120	111	12,229	3,981	16,441	



せた主な理由だったのであるまいか。

この首魁とされた十名以外の一揆参加者は、放火（懲役十年が標準のようである）、樞屋破棄（懲役七十日を杖七十に換刑が標準のようである）、煽動・謀議・脅迫など（懲役一〇〇日を杖一〇〇に換刑が標準のようである）、附和随行者（懲役三十日を贖罪金二円二五銭に換刑が標準で、自首の場合は懲役二十日を贖罪金一円五十銭に換刑している）その他に分け、自首か逮捕か、犯行が他からの脅誘によるか否か、年令、一家内処罰者数などの事情により量刑を斟酌し、または「構イ無シ」「呵リ置ク」などとしている。適用法規は「新律綱領」の一五一―二条である。

ところで、熊本検察庁所蔵の記録中の「言渡書」はおそらく全被告について揃っていると思われるが、今はその全体について調査し得ていない。しかし、法務省法務図書館に長崎控訴院検事局永久保存資料「中津兇徒関係書類」があり、その中に「日々処決済人数」および「大分県豊前国宇佐郡下毛郡豊後国速見郡速見郡党民壹和随行之者処分表」があり、前者は七月三一日から八月二日まで、後者は八月三日から十日までに判決言い渡しを行なった「附和随行者」犯についてのみ、村ごと人数が記載されている。用紙は「大分県」用箋で、「中津警察署作成」となっており、長崎上等裁判所中検事杉本芳熙宛に報告されたものらしい。「附和随行者」犯についてのみである点、不十分であるが、どれだけの村が一揆に参加したか（従来は五―六〇カ村といわれている）を知る為、これを整理したものが資料Vである。

附和随行者で処罰された者のみでその人数は一万六千を超え（放火破毀犯を加えれば二万に近くなる）、仮に一村十名以上の参加者を出した村を一揆のおきた村とすれば、それは下毛郡で六四カ村以上、宇佐郡で一八九カ村以上、国東郡で五二カ村（なお都甲村は当時は他の村と全く規模を異にしている）以上、速見郡二村で、計三〇七カ村以上となるのである。

#### 十 おわりに

さて、与えられた紙数もつき、さしあたって報告できることも以上で終る。もちろん、なお不明な点も多い。例えば(1) 参加者数については、放火・破毀・脅迫などで処罰された数字が、なお不明である。

(2) 被害状況、つまり一揆の襲撃対象も、全体としてはよくわかっていない。前出長崎控訴院資料中に、第九・十大区の被災報告書があり、数字だけであるが整理すれば資料VIのようになる。第一大区の報告書はない。<sup>(18)</sup>しかし各用務所が報告書を提出しているから、今後の資料発見が期待される。

資料VI 第9・十大区被災状況

		第9大区	第10大区
焼失	民家	67軒	170棟
	学校	10軒	6校
	官庫番所		1所
破毀	寺院社	1軒	1所
	計	78軒	178所
	民家居宅	52軒	66棟
破毀	用務所	1軒	3所
	警察分署		1所
	学校院	9軒	6校
破毀	病院		1所
	計	62軒	77所
総計		140軒	255所

んな事情によるものだったか。

宇佐、国東の干害はその一つであろう。下毛も含めれば、やはり地租改正の実態が基底的な条件として、明らかにされねばならないだろう。

(5) 戸長征伐の関連とて言えば、民会や、民撰戸長制とその運用実態、さらに本稿で指摘した人民惣代の問題が、さらに詳細に解明されなければなるまい。

(6) 一揆農民の行動は、口供書・罪按書など官側資料でも、村々によってかなり違う。村によって、当時彼らが当面していた

(3) 所で、一揆の襲撃対象に戸長、副戸長層が多いことは確かだ、そこから従来いわれて来た増田宋太郎の「両豊人民御中」宛の戸長征伐よびかけの檄文との関係は、やはり問題になる。増田の問題としても、それは同様であろう。<sup>(19)</sup>

(4) しかし、檄文を書いたことは、増田らが中津支庁の解体によって一揆が激発することを期待し、したがって情勢の中にその可能性を感じとっていたことを示すものである。いわば一触即発的な雰囲気が県北農村を覆っていた、と考えねばなるまい。では、それほど

問題がそれぞれ違っていたことも、右(4)(5)と関連して注意する必要があるであろう。

さて、最後に筆者として融れておきたいのは、「大宇佐郡史論」いらいの一揆「暴民」論についてである。

中津支庁崩壊後、第九大区長金谷平米は旧藩士族鈴木間雲・佐藤四郎・菅沼新の三人と「談判」、士族隊を編成して町内の治安維持と一揆防禦に当らせた。<sup>(20)</sup>第十大区では、是恒真楫を「総括」として、上田大三、上田実明、土岐秀苗、時枝重明、渡辺太郎、平田三郎、熊楚御堂慰、中山耕三らが「四日市臨時会議所」をいち早く組織している。<sup>(21)</sup>政治的対応力は見事というべであらう。

それに対して、一揆農民の側に、状況に対する政治的対応の動きは見当たらない。一揆農民に統一的指導部はなかったし、その行動に組織性はみられない。

しかし、焼き打ち威嚇による参加強制や村ごとの参加の可否の決定(中には、今回は各人勝手とすると寄合で決めた村もある)というやり方、あるいは襲撃対象以外への類焼について焼いた側の村の弁済責任を当然とするやりとり等、言葉にすれば共同体的と名付けられるような一種の行動様式、マナーが、一揆農民の行動に見てとれることも注意しなければならぬ。この地域で約六十年前におきた文化八年一揆の伝承が、そこに生きていたとも言えるだろう。<sup>(22)</sup>

一揆農民が、「此度ハ一蓮托生ノ事ユヘ」とか「村一同ノ事ト存ジ」という言葉で表現した、彼らがその中で生きていた農民生活の根っここの部分に発する心理と行動の様式、そこに働いている民衆の論理とでもよぶべきものを掬いあげることが必要なのであって、単なる「暴民」論では、三〇〇カ村、おそらく二万人に近い一揆のエネルギーを説明できないだけでなく、日本近代の初期の民衆がもった、正・負双方の可能性を考える道をも閉ざすことになるのではなからうか。

一揆の首魁とされ、終身懲役となった萩原謙吾は、福岡刑務所に服役した。妻と二男三女は、村を去らねばならなかった。

謙吾は、大日本帝国憲法発布による恩赦の日を待たず、明治二十年八月十六日、獄中で死去した。一揆の年から十年、六十才であった。

いま小さい墓が、用務所のあった金剛寺や中敷田村民が初めに集会した楢ヶ池社の木立ちを見渡せる田圃中の小さな森のはずれに、ひっそりと立っている。その前に佇んで筆者は明治国家にふみつぶされた夥しいものたちの無念について、考えずにはおれなかったことを報告しておきたい。

付記、資料の閲覧その他について、県史編さん室の諸氏、吉田豊治氏、安形静男氏、故岩田英一郎氏、県立大分図書館佐藤サチ氏および萩原盛幸氏にお世話になった。記して御礼としたい。

#### 註

- (1) 『院内町誌』二一六頁。
- (2) 『公文録』明治十年七月内務省之部一。
- (3) 熊本検察庁蔵『大分県党民審判書類』。以下「口供書」「罪按書」等はすべて同じ。
- (4)(5) 前掲(2)と同じ。
- (6) 『県治概略』(大分県立大分図書館蔵。以下同じ。)
- (7) 前掲(2)と同じ。
- (8) 宇佐市山口馬城次氏蔵。
- (9)(10)(11) 『県治概略』
- (12) 例えば農民が萩原小区長に迫ったと言われて来たが、当時小区長はいし、小倉県時代の小区長も萩原某ではない。なお、以下の経過の記述が依拠した口供書等は先記した水野公寿『西南戦争期の農民一揆』にその一部が収録されている。
- (13) 大野村平民奥畑喜作口供書。以下記述のもすべて前記(3)中の口供書による。
- (14) 長崎控訴院検事局資料(後述)中にある「三小区並ハ小区人民郡備金割返し之義申立之次第御諮問ニ付手續上申」。なお、従来「軍備金」と表記されていたが、「郡備金」が正しい。

- (15) 『県治概略』
- (16) 大島美津子「明治のむら」四九頁。
- (17) 『県治概略』
- (18) 既述「香々地町史」に第一大区九小区用務所記録による被害状況が記載されており、各区用務所から県への報告書が作られたことがわかる。
- (19) 増田らが檄文をピラのように配布しながら進み、拾った一人が農民集会で読みあげたのが一揆の発火点となったという記述や、この檄文を増田の民権性を示すものとする見解がある。前者は、①農民の口供書や、戸長らの上申書にこの檄文のことは全く出ない、②檄文を最も早く記録した『騒擾概略』四月五日の項には、檄文は四日市村で書かれて掲出されたところ等の事実を考慮すべきであろうし、後者については、①この檄文の筆者を増田と確定できるか（増田のそれまでの言動、文章と比較して）、②蜂起の際の檄文起草者とごわれる増田の親友柳田清雄の日記（『柳田清雄遺芳』所収）によれば、彼らの宇佐郡方面での交友圏は、他ならぬ戸長層であり、一揆の襲撃対象となっている人々である等の事実を考慮しなければならぬであろう。この檄文をもって、直ちに増田らの草莽民権性の根拠とすることには慎重でなければならない。
- (20)(21) 「中津賊及党民蜂起ノ際尽力士民手当支給褒詞一件」（県立大分図書館蔵）
- (22) 下毛郡曾木村平民農相良連平口供書。

（大分県立碩南高等学校教諭

## お知らせ

本誌の表紙上部右端に記した ISSN 0287-6809 の番号は「国際標準逐次刊行物番号」です。これは逐次刊行物に付与される国際的なコード番号で、以後この番号によって図書館などで本誌の識別や検索が行なえるようになります。